議案第百二十号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例の制定について

次のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年十二月二十日

三朝町長　松村喬成

昭和四拾八年拾貳月廿日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例

1　昭和四十八年度に限り、三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号。以下「給与条例」という。）第十九条の規定の適用については、同条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の二百三十」とする。

2　給与条例第十九条及び前項の規定により昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。

一　前項の規定を適用しないものとした場合に給与条例第十九条の規定により昭和四十九年三月に支給を受けることとなる期末手当の額

二　昭和四十八年十二月に支給を受けた期末手当の額に二百三十分の三十を乗じて得

た額

3　昭和四十八年十二月二日以後に新たに給与条例第十九条の規定の適用を受ける職員となつた者（町長が定める職員を除く。）に対して昭和四十九年三月に支給する期末手当については、第一項の規定は、適用しない。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　職員が昭和四十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に給与条例の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、給与条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。